平成２６年（フ）第８９号
富山県高岡市横田本町５番21号　高志の郷、開始決定時の住所福井市松本４丁目７番14号
破産者　堀　　順子
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年11月11日午前10時15分
平成26年８月５日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１５号
大阪市西区西本町２丁目１番８号
破産者　株式会社システム環境計画
1　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
2　一般調査期日　平成26年11月７日午後１時30分
平成26年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第８号
山口市大内御堀442番地５　岩竹アパートＡ、前住所山口市大内御堀705番地９
破産者　水川　伸行
異議申述期間　平成26年９月16日まで
平成26年８月５日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０号
栃木県那須塩原市西三島７丁目334番地
清算株式会社　東北高圧ホース株式会社
代表清算人　及川　　渉
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５号
滋賀県守山市立入町334番地の１
清算株式会社　富士ライン株式会社
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第３００６号
大阪市北区兎我野町７番25号
清算株式会社　株式会社ふるたいむ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０４２号
東京都中央区京橋２丁目７番11号
清算株式会社　株式会社ギャラリーくぼた
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定第２項１⑴に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
1　協定債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から14日以内に、「弁済額」欄記載の金員を支払う。
⑵　各協定債権者は、前記⑴の金員の支払いを受けたときは、清算株式会社に対し、その余の協定債権残額についてその債務をそれぞれ免除する。
2　窪田スミエが相続放棄した場合の措置
窪田スミエが被相続人窪田千比呂の相続手続において相続放棄をした場合には、同人の相続人であるその余の協定債権者は、供託者を清算株式会社、被供託者を窪田スミエとする供託金について、以下の割合を乗じた金額を直接、還付請求することができる。

吉川　松江	１／７
窪田　正一	１／２８
窪田　　誠	１／２８
新藤　和子	１／２８
竹田　涼子	１／２８
窪田　正子	１／７
平原　恭子	１／７
白井美代子	１／７
原　トシ子	１／７
松下さち子	１／７

3　新財産が発見されたときの措置
⑴　第２項１⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産の発見されたときは、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、新財産が発見された場合において、窪田スミエが相続放棄をしていたときは、別紙「債権者一覧表」記載の窪田スミエの協定債権額を０円とした各協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。
⑵　前記⑴の場合においては、各協定債権者が第２項１⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第３６号
埼玉県戸田市中町１丁目７番地の47
再生債務者　牧野　利道
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座４丁目10番３号セントラルビル６階　銀座法律会計事務所　弁護士　高木　　茂
平成26年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第８号
千葉県鴨川市横渚815番地
再生債務者　学校法人文理開成学園（旧名称学校法人村山学園）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第８９号
千葉県市川市富浜２丁目15番２―419号ルネ新行徳Ｂ棟
再生債務者　佐山　　聡
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月８日から平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第６２号
兵庫県芦屋市西芦屋町１番８―301号
再生債務者　村田　　努
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月１日から平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第３９号
兵庫県西宮市五月ケ丘10番26―102号
再生債務者　西村　　章
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月１日から平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部